

【照会先】社会保険庁運営部年金保険課
国民年金事業室 深谷、岡田
TEL 03(5253)1111 (内線 3663 ~ 3666)

平成17年1月20日

国民年金保険料の強制徴収の状況について (平成16年度着手分)

平成16年度における強制徴収については、平成16年10月以降、市町村から所得情報を得て、十分な所得や資産がありながら度重なる納付督促にも応じない未納者に対して、強制徴収を実施することとした。

平成16年12月末時点での実施状況等については、以下のとおりである。

1. 最終催告状の送付件数 29,816件 (今後、年度内に約2,900件程度追加送付予定)

2. 督促状の発行件数 2,532件

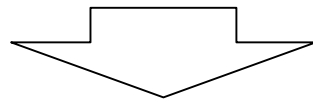
3. 今後のスケジュール

(1) 最終催告状を送付し、戸別訪問により納付督促を行ったにもかかわらず保険料を納付しない滞納者や、納付約束をしながらもこれを履行しない滞納者に対しては、引き続き督促状を発行していくこととしている。

(2) 督促状を発行し、更なる納付督促を行ったにもかかわらず、指定期限までに保険料を納付しない滞納者に対して、財産調査を実施し、財産の差押え等の滞納処分を実施していくこととしている。

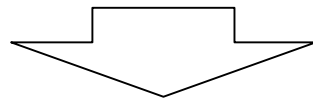
平成16年度の強制徴収の実施状況について
(平成16年12月末現在)

最終催告状送付(平成16年10月~12月)	29,816件
-----------------------	---------



数次に渡る戸別訪問等による納付督促

	納付等	13,903件
未納	督促対象者	2,532件
	接触中の者及び免除該当者等	13,381件



督促状送付(平成16年12月10日)	2,532件
--------------------	--------

1. 最終催告状を送付し、戸別訪問により納付督促を行ったにもかかわらず保険料を納付しない滞納者や、納付約束をしながらもこれを履行しない滞納者に対しては、引き続き督促状を発行していくこととしている。
2. 督促状を発行し、更なる納付督促を行ったにもかかわらず、指定期限までに保険料を納付しない滞納者に対して、財産調査を実施し、財産の差押え等の滞納処分を実施していくこととしている。